

小規模企業共済制度の 令和2年度付加共済金の支給率について

令和2年3月

中小企業庁

目次

1. 小規模企業共済制度の概要
2. 小規模企業共済制度の付加共済金の概要
3. 「支給率の基準となる率」の算定
4. 「支給率」の決定に当たっての「その他の事情を勘案」について
(14カ月の推計リスク)
5. まとめ
6. 令和2年度の付加共済金の支給率の決定

1. 小規模企業共済制度の概要

- 小規模企業の個人事業主や会社の役員が、廃業・退職後の生活の安定等を図るための資金として積み立てを行う共済制度。運営主体は、(独) 中小企業基盤整備機構。
- 現行制度では、個人事業の廃止、会社等解散など廃業に至る場合について、A共済事由として最も手厚い共済金を支給。また、B共済事由として老齢給付の仕組みを設けている。

- 加入資格：小規模企業の個人事業者、会社役員
- 制度開始：昭和40年12月
- 在籍者数：142.8万人(平成31年3月末)
- 資産総額：9兆6,610億円(平成31年3月末)
- 月額掛金：1千円～7万円(在籍者平均：4.2万円)
- 共済金等総支給額：5,116億円(平成30年度)
(共済金平均支給額：1,132万円)



	A共済事由 受取金額は、掛金を概ね1.5%で複利計算した元利合計額に相当。	B共済事由 受取金額は、掛金を概ね1.0%で複利計算した元利合計額に相当。	準共済事由 受取金額は、掛金納付年数が18.5年までは掛金合計額、それ以降は共済金Bの91%相当額。	解約事由 受取金額は、掛金総額の80%～120%で、20年未満の解約の場合、掛金総額を下回る。
個人事業者 (共同経営者を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人事業の廃止 (注) 複数の事業を営んでいる場合は、すべての事業を廃止したことが条件となる。 ● 死亡 	<ul style="list-style-type: none"> ● 老齢給付 (65歳以上で180か月以上の掛金を納付) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人成りし、その会社の役員に就任しない場合 ● 法人成りし、その会社の役員に就任した場合(役員たる小規模企業者となったときを除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 12月以上の掛金の滞納、共済金等の不正受給 ● 任意解約 ● 法人成りし、その会社の役員たる小規模企業者となった場合
会社等役員	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社等の解散 	<ul style="list-style-type: none"> ● 老齢給付 (65歳以上で180か月以上の掛金を納付) ● 会社等役員の65歳以上による退任 ● 会社等役員の死亡、疾病、負傷による退任 	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社等役員の退任 (死亡、疾病、65歳以上、負傷、解散を除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 12月以上の掛金の滞納、共済金等の不正受給 ● 任意解約

2. 小規模企業共済制度の付加共済金の概要

- 共済金の額は、予定利率に対応した固定額の「基本共済金」と、実際の運用収入等に応じて支給される「付加共済金」の合計額として算定。
- 「付加共済金」は、運用収入等の状況に応じて毎年度定められる「支給率」を基に、基本共済金に上乘せされる。
- 「付加共済金」は、平成8年の制度導入以降、平成30年度に初めて支給を実施。

共済金の支給イメージ



※掛金納付月数及び共済事由に応じ政令で定める金額により計算。

付加共済金の支給率を決定するための計算方法

(1) 「支給率の基準となる率」の算定

$$\text{支給率の基準となる率} = \frac{\text{①付加共済金原資額 (当該年度末の剰余金見込額)}}{\text{②仮定共済金等の発生見込総額}}$$

① (分子) 付加共済金原資額 (施行規則第10条の2第1項)

直近実績（運用資産においては令和2年1月末実績）に基づいて、運用収入・掛金等収入、共済金等の支払いに充てる額、責任準備金に積み増す額及び給付経理から業務等経理への繰入額を推計して得た、令和2年度末の剰余金見込額。

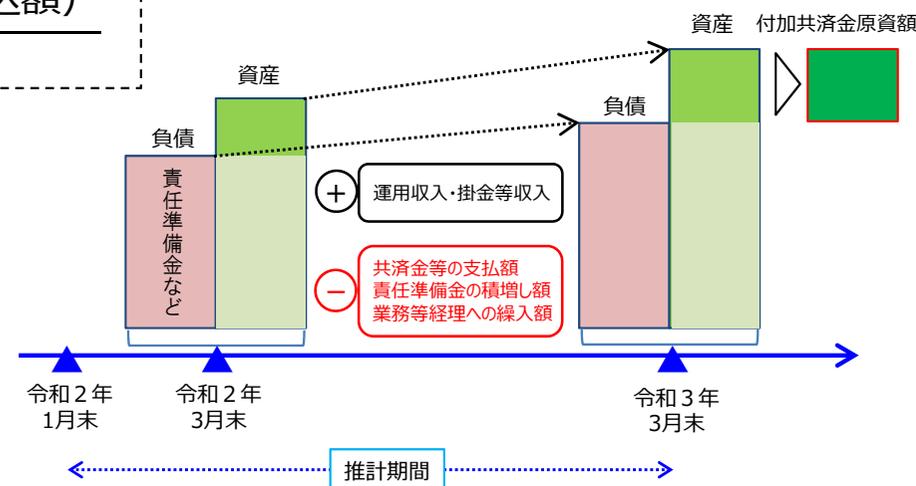
② (分母) 仮定共済金等の発生見込総額 (施行規則第10条の2第2項)

令和2年度の仮定共済金額及び仮定解約手当金額に、共済事由別の将来発生割合を乗じて得た金額の合計額。

仮定共済金額及び仮定解約手当金額：すべての共済契約者が基準月※において脱退したと仮定した場合、それぞれの共済事由が生じたものとみなして支払われる共済金及び解約手当金の額。

※ 基準月：掛金納付月数が「36月」又は「36月+12月の整数倍の月数」となる各月。

付加共済金原資額の算定イメージ



(2) 「支給率」の決定

上記(1)で算定した率を基準としつつ、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、支給率を決定する。

3. 「支給率の基準となる率」の算定

①「付加共済金原資額（令和2年度末の剰余金見込額）」（分子）を算定すると3,227億円となる。

（算定方法）

（イ 当該年度の運用収入・掛金等収入）－（ロ 当該年度の共済金等の支払いに充てる額）－（ハ 当該年度末以降の共済金等の支払いに充てるため、当該年度の前年度末の責任準備金に積み増す額）－（ニ 当該年度に業務等経理に繰り入れる額）＋（ホ 当該年度の前年度の年度末の剰余金見込額）により算定。

付加共済金原資額（令和2年度の剰余金見込額）の算定

付加共済金原資額の算定過程	金額内訳	推計方法
イ 令和2年度の運用収入・掛金等収入 7,973億円	掛金等収入(①+④) 7,193億円	在籍者数から推計。新規加入者数は、令和元年度実績を基に算出。その他(掛金未納者の解約手当金等の時効経過による繰入れ等)23億円を含む。
	運用収入(②) 779億円	債券のクーポン、生命保険資産等による収入。
	信託運用損益(⑦) 0億円	運用リスクは「3.「支給率」の算定に当たって「その他の事情を勘案」について(14か月の推計リスク)」で考慮することとし、この段階では0(据え置き)と仮定する。
ロ 令和2年度の共済金等の支払に充てる額 7,925億円	共済金等(⑤+⑩) 7,646億円	脱退率から脱退者数を推計し、そこから共済金及び解約手当金の額を算定。その他(前納減額金等)51億円を含む。
	分割共済金(⑥) 279億円	脱退者のうち一定割合が分割支給を選択するものとして推計して算定。
ハ 令和元年度末の責任準備金に積み増す額 159億円	責任準備金繰入(増加)(⑧) 159億円	令和2年度末の在籍者に対する責任準備金と、令和元年度末の在籍者に対する責任準備金との差額。分割共済金受給者に対する責任準備金を含む。
	責任準備金戻入(減少)(③) 0億円	
ニ 令和2年度に業務等経理に繰り入れる額 37億円	業務等経理繰入(⑨) 37億円	令和2年度の給付経理から業務等経理への繰入額。
ホ 令和元年度末の剰余金見込額 3,375億円		
イーローハーニホ ＝ 令和2年度末の剰余金見込額(付加共済金原資額) 3,227億円		

小規模企業共済制度の財政収支の予測 (金額単位：億円)

区分	令和元年度見込	令和2年度見込
1 収益	8,742	7,973
掛金等収入	6,935	7,170
運用収入	1,784	779
責任準備金戻入	0	0
その他	24	23
2 費用	7,921	8,121
共済金等	5,779	7,595
分割共済金	273	279
信託運用損	0	0
責任準備金繰入	1,792	159
業務等経理繰入	28	37
その他	49	51
3 当期利益・損失 (= 1 - 2)	821	▲148
4 資産	99,965	100,064
5 負債	96,590	96,837
基本額に係る責任準備金	93,777	93,847
分割責任準備金	1,545	1,633
その他	1,268	1,357
6 剰余金・欠損金 (= 4 - 5)	3,375	3,227
運用利回り	1.82%	0.78%
国内債券(簿価)	1.09%	0.99%
短期資産	0.01%	0.01%
融資経理貸付金	1.00%	1.00%
信託資産	5.23%	0.00%
生命保険資産	1.11%	1.11%

※1 令和元年12月末実績(運用収入、信託運用損については令和2年1月末実績)をもとに令和元年度末及び令和2年度末の財政状況を推計。
 ※2 運用有価証券信託に係る担保預り金は資産・負債に同額計上していることから、共に控除している。
 ※3 端数処理の都合上、各勘定科目の合計値が一致しないことがある。

3. 「支給率の基準となる率」の算定（つづき）

②「**仮定共済金等の発生見込総額**」※（分母）を算定すると8兆4,328億円となる。

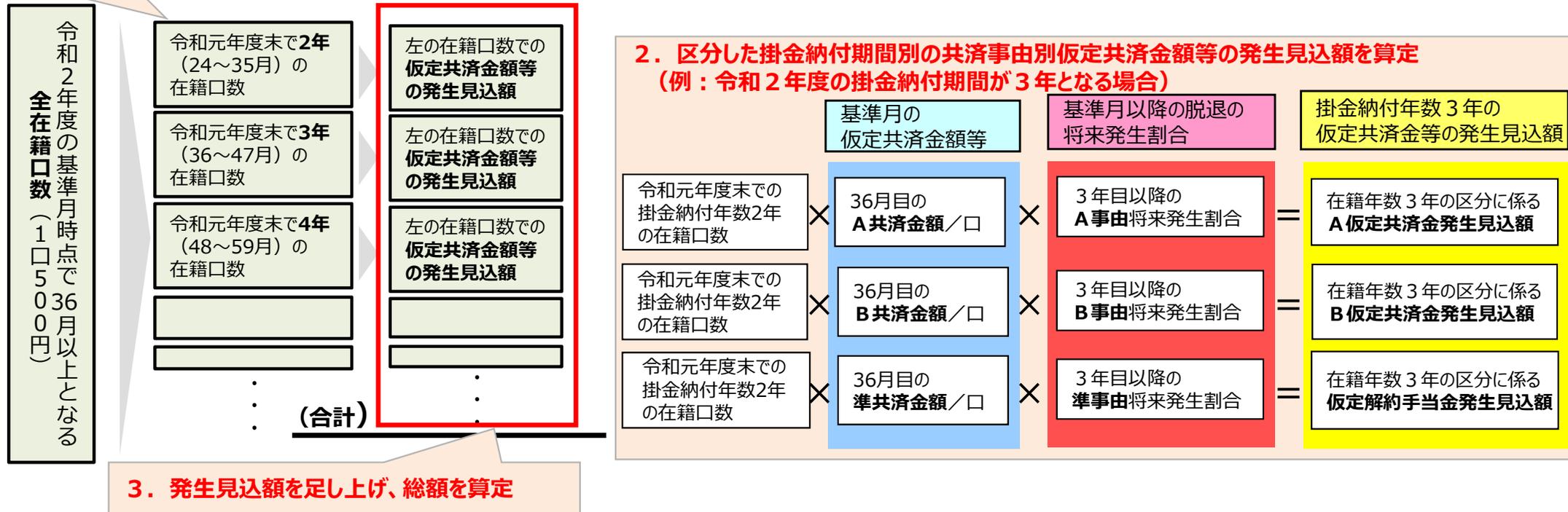
※令和2年度の基準月*時点で、すべての共済契約者が脱退したと仮定した場合に支給すべき共済金及び解約手当金の額に、共済事由毎（A共済、B共済及び準共済）の発生割合を乗じて算定した金額の総額。（*基準月：掛金納付月数が「36月」又は「36月+12月の整数倍の月数」となる各月。）

算定方法（施行規則第10条の2）

1. 令和2年度の基準月時点で、掛金納付期間が36月以上の全在籍口数（1口500円）を1年毎のグループに区分。
2. 掛金納付期間別の共済事由別仮定共済金額等の発生見込額を算定。
3. 2. 掛金納付期間別の共済事由別仮定共済金額等の発生見込額を足し上げ、総額を算定する。

1. 1年毎の掛金納付期間別に区分

算定の流れ（イメージ図）



「小規模企業共済法施行規則」
（支給率）
第十条の二

2 法第九条第五項の当該年度において基準月を有することとなる掛金区分に係る仮定共済金額又は仮定解約手当金額の合計額として経済産業省令で定めるところにより算定した金額は、当該年度において基準月を有することとなる全ての掛金区分について、当該基準月における掛金納付月数に応じた**仮定共済金額**に当該掛金区分に係る法第九条第一項 各号に掲げる事由が生ずることが見込まれる割合を乗じて得た金額と、当該基準月における掛金納付月数に応じた**仮定解約手当金額**に当該掛金区分に係る法第七条第四項各号（同項第一号に掲げる事由のうち当該共済契約者が同号の会社の役員になつたものを除く。）に掲げる事由が生ずることが見込まれる割合を乗じて得た金額との合計額とする。

3. 「支給率の基準となる率」の算定（つづき）

以上①、②から、③「支給率の基準となる率」を算定すると0.03827となる。

$$\begin{aligned} \text{(支給率の基準となる率)} &= \frac{\text{①付加共済金原資額（令和2年度末の剰余金見込額）}}{\text{②仮定共済金等の発生見込総額}} \\ &= \frac{3,227\text{億円}}{8兆4,328\text{億円}} \\ &= \boxed{0.03827} \end{aligned}$$

2. で算定した率を基準としつつ、「当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して」、付加共済金の支給率を決定する。

- 付加共済金に充てるべき額の算定については、1月以降の市場の動向や今後の運用収入の見込みを勘案する。

【（第11回）共済小委員会において決定された事項】

当該年度末の剰余金見込額から推計リスク2σ分を控除し、残りの1/2を付加共済金原資として計算する。

支給しない残りの1/2は留保し、次年度以降の付加共済金原資からは控除。

4. 「支給率」の決定に当たっての「その他の事情を勘案」について（14カ月の推計リスク）

○期待収益率・標準偏差を用いた簡易推計

令和2年1月末の委託運用資産額を基準に14ヵ月後の令和3年3月末の利益剰余金を見込むため、委託運用資産の期待収益率と標準偏差から推計期間のリスク（変化額）を算出

▲ 2σ水準の推計リスク

▲ 3,222 億円 (※)

【（第11回）共済小委（平成30年3月）において決定された事項】
 足下の環境（時価資産の変動リスクの高まり）を踏まえ、2σでの推計が妥当。

正規分布における事象の発生確率

水準	水準以下に含まれる確率 （発生頻度）	損失見込み額
▲ 1σ	15.87% （6年に1度程度）	1,242億円以上
▲ 2σ	2.28% （40年に1度程度）	3,222億円以上
▲ 3σ	0.14% （700年に1度程度）	5,203億円以上

※【14ヵ月分の委託運用資産の増減の推計】

推計には、以下の数値・計算式を用いる。

・委託運用資産計算元本…令和2年1月末の委託運用資産額：1兆9,022億円

・計算方法…委託運用資産全体の期待収益率（3.33%）と標準偏差（9.64%）から、委託運用資産全体の変動額を計算。
 （計算式（2σ水準の場合）：委託運用資産計算元本×（3.33%×（14/12）－9.64%×2×√（14/12））

「令和2年度末剰余金見込額」算出時には委託運用資産の期待収益率を加味していない為、上記計算式にて算出。

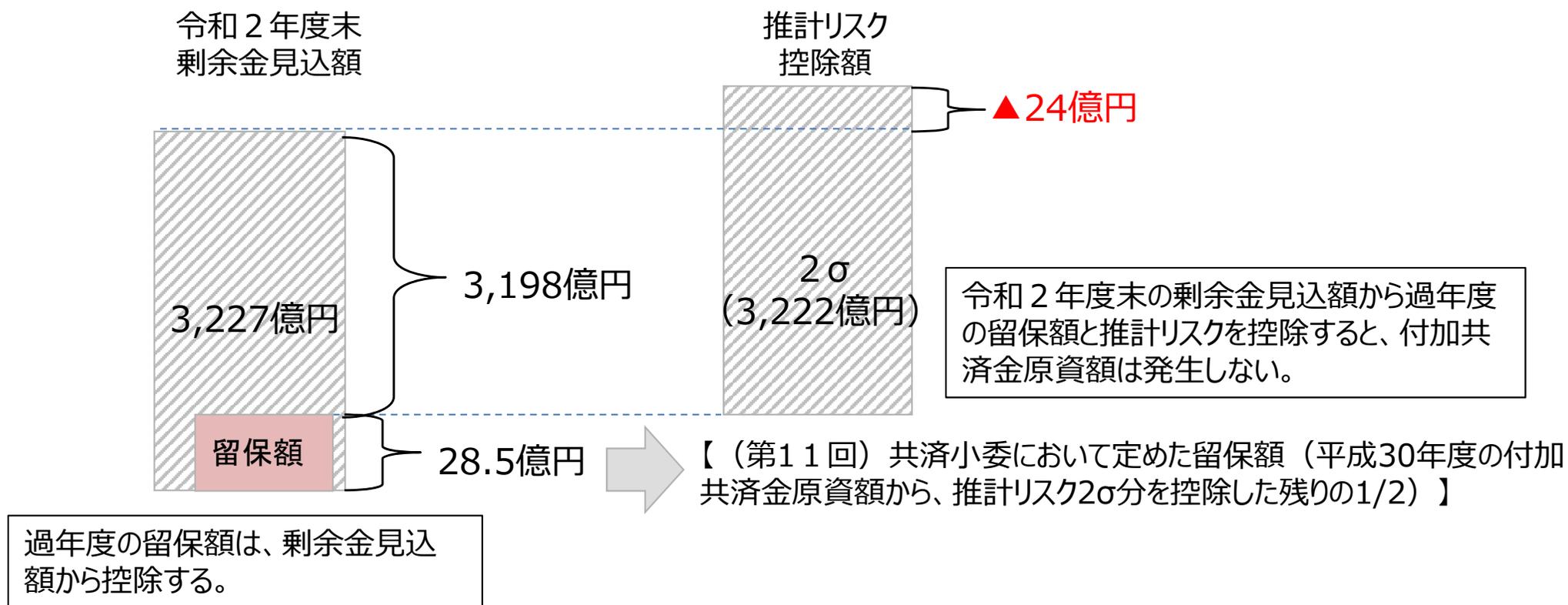
なお、期待収益率と標準偏差は、基本ポートフォリオ検証時（令和元年11月実施）に計算された値で、野村證券株式会社が毎年度公表する「フォワードルッキング（2019年度版）」（2019年7月公表）で用いられている経済シナリオと、委託運用各資産のインデックスデータの過去実績値をベースに算定。

（各資産の期待収益率(参考)…国内株式：4.60%、国内債券：0.40%、外国株式：6.80%、外国債券：2.10%）

・計算期間…14ヵ月

5. まとめ（その他の事情を勘案した付加共済金原資額について）

- ◆ 平成30年度の付加共済金を支給することとした際の留保額（**28.5億円** 平成30年度の付加共済金原資額から、推計リスク2σ分を控除した残りの1/2（※））を令和2年度末の剰余金見込額（**3,227億円**）から控除する。
- ◆ 平成30年度の付加共済金を支給することとした際の留保額を控除した後の令和2年度の付加共済金原資額（**3,198億円**）から、推計リスク2σ分（**3,222億円**）を控除した結果、**▲24億円**となるため、令和2年度の付加共済金は発生しない。



（※）【（第8回）経営支援分科会（平成28年3月）】

第5回共済小委員会（平成27年12月）において、共済制度の信頼性を保つために付加共済金原資を1/2とし、残りの1/2を留保することとした。

6. 令和2年度の付加共済金の支給率の決定

付加共済金の支給率（案）

- 令和2年度の付加共済金の支給率は「0」とする。

中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会共済小委員会委員名簿

荒牧 知子	荒牧公認会計士事務所 公認会計士
井出 満徳	三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 主管
	公益社団法人日本アクチュアリー会 副理事長
伊藤 麻美	日本電鍍工業株式会社 代表取締役
大橋 和彦	一橋大学大学院経営管理研究科 教授
小野 正昭	みずほ信託銀行株式会社 フィデューシャリーマネジメント部 主席年金研究員
柏木 京子	有限会社オフィス柏木 代表取締役
	神奈川県商工会女性部連合会 会長
鹿住 倫世	専修大学商学部 教授
河原 光雄	株式会社東京商工リサーチ 代表取締役社長
助川 弘美	全国社会保険労務士会連合会 理事
堤 香苗	株式会社キャリア・マム 代表取締役
平川 茂	税理士法人平川会計パートナーズ 税理士
深澤 勝	町田商工会議所 会頭
前山 浩	独立行政法人勤労者退職金共済機構 監事
宮武 宏典	日本生命保険相互会社団体年金部退職給付コンサルティング担当部長
本澤 順子	本澤法律事務所 弁護士
山口 琢磨	株式会社三菱UFJ銀行 拠点部 総括グループ次長
◎山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科 教授

以上17名

(敬称略、五十音順)

◎ 委員長